

# 宮崎県公報

平成28年7月11日(月曜日) 第 2810 号

崎 発 行

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月·木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

次 目

○指定障害児通所支援事業者の指定………(障がい福祉課) 1

頁

監査委員告示

○包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者…………4

監査委員公告

○民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 2 ○保安林の指定予定の通知 (7件) ……… ( // // // ) 2

#### 宮崎県告示第 481号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規 定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成28年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所	1	害 児 通 所 事 業 所	指定障害児通所 支援事業者		指 定	事業等
番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	の種類
4550200358	ふうせん	都城市鷹尾 3 丁目 3 - 17	特定非営利活動法 人ふうせん	都城市平塚町2587 -17	平成28年 6 月13日	児童発達支援、 放課後等デイサ ービス
4552000269	まーぶる クラブ	児湯郡新富町富田 北2丁目3番地	株式会社祐脩	宮崎市太田3丁目 1番18号	平成28年7月1日	児童発達支援、 放課後等デイサ ービス
4550600110	放課後等デイサー ビス にじの森	日向市春原町2丁 目28番地	社会福祉法人ひま わり会	日向市大字富高字 岩崎 546番地1	平成28年7月1日	放課後等デイサ ービス

#### 宮崎県告示第 482号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の19第2項の規 定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出 があった。

平成28年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所		客 児 通 所 事 業 所	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		廃止	事業等
番号	名 称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	の種類
4552000152	このみ園	児湯郡高鍋町大字 蚊口浦5171番地	企業組合樹の実ケ アステーション	児湯郡高鍋町大字 北高鍋4631	平成28年6月30日	児童発達支援、 放課後等デイサ ービス

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137号)第 15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請が

宮崎県告示第 483号

# 宮崎県公報

あったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成28年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社西都環境開発 代表取締役 西 憲 五 西都市大字右松3203番地イ
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

都城市高城町有水字田辺2065番30の一部、2065番31の一部、20 65番33、2065番34、2065番35の一部、2065番36の一部、2065番37 の一部、2065番38、2065番40の一部、2065番41の一部、2065番43 の一部、2065番48の一部、2065番49、2065番58の一部、2065番92 、2065番 100の一部、2065番 102の一部、2065番 117、2065番 1 20、2065番 122の一部、2065番 123の一部、2065番 125の一部、 2065番 126の一部及び2065番 127の一部

3 産業廃棄物処理施設の種類 安定型最終処分場

- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 5 申請年月日

平成28年4月5日

- 6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県環境森林部循環社会推進課、宮崎県都城保健所、都城 市環境政策課及び都城市高城総合支所市民生活課

(2) 期間

平成28年7月11日(月曜日)から平成28年8月12日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

- 7 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県環境森林部循環社会推進課

(2) 期間

平成28年7月11日(月曜日)から平成28年8月26日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

8 意見書の記載事項等

意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見 書提出者の氏名及び住所並びに意見の対象となる事業の名称を日 本語により記載すること。

## 宮崎県告示第 484号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字風田字カケ平2275、22

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

76 - 1

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置い て縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 485号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字竹原字尾春 1 34-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 字尾春 134-1 (次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 宮崎県告示第 486号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字横野字大河内 1-2 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字大河内1-2 (次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 487号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字小山重 223-1 (次の図に示す部分に限る。)、字砿山谷 211-1、 211-2、 212-1、 212-9
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 字砿山谷 211-1・字小山重 223-1 (以上2筆について 次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 488号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字今 立 239 4 ・ 241 34 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之 影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 489号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字河原 谷4385、4403
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字河原谷4385・4403(以上2筆について次の図に示す部分 に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 490号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字一の 水 11507、11509、11511、11512-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字一の水 11507・ 11509・ 11511・ 11512- 1 (以上 4 筆 について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県公報

#### 宮崎県告示第 491号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年7月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字東山 10746-1、10746-3、字徳富 10761-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字東山 10746-1・ 10746-3・字徳富 10761-2 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- ェ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 監查委員告示

#### 監查委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の32第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年7月11日

宮崎県監査委員 高 橋 博宮崎県監査委員 若曽根 隆 志宮崎県監査委員 山 下 博 三宮崎県監査委員 新 見 昌 安

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

В	E	â	3	住 所
森		昭	彦	福岡市博多区博多駅前 4 -11-32 サヴォイマキシマイズ博多ステーション1401
五.	島		賢	福岡市南区野間 3 - 14 - 3 - 601
浦	Ш	晃	司	鹿児島市新屋敷町23-6-1201
岸	本	憲-	一郎	広島市中区榎町1番3-1401号
田	中	大	樹	宮崎市大橋1丁目79番地 サーパス大橋平和 台通 102号
諏記	方園	淳	_	宮崎市鶴島 3 丁目 186-2 ヴェルティセ 2 02

室	田	大	地	都城市都北町5754番地 2 グリーン・ベル 2 04号
池	田		祥	福岡市東区箱崎 3 丁目 8 -14 エスステージ 箱崎 403号室

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を 補助できる期間

平成28年7月1日から平成29年3月31日まで

# 監査委員公告

平成27年3月26日付けで公表した平成26年度包括外部監査結果報告に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成28年7月11日

 宮崎県監査委員
 高 橋
 博

 宮崎県監査委員
 五 市
 隆
 志

 宮崎県監査委員
 新 見 昌
 安